

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年8月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

東村山市印鑑条例（昭和50年東村山市条例第17号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 個人番号カードを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を行うため、本案を提出するものであります。

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

東村山市印鑑条例（昭和50年東村山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号を次のように改める。

(2) 住民記録システム個人番号（以下「住記個番」という。）

第15条中「個人番号」を「住記個番」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いて多機能端末機（東村山市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第8条第2号及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に登録される印鑑登録原票について適用し、同日前に登録された印鑑登録原票については、なお従前の例による。

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票（電子計算機に記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。

(1) (略)

(2) 住民記録システム個人番号（以下「住記個番」という。）

(3)～(8) (略)

(印鑑登録の証明)

第15条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号、登録年月日及び住記個番を除く。）の写し（電子計算組織により出力された記録を含む。）について証明する。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いて多機能端末機（東村山市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第19条～第21条 (略)

旧 条 例

(印鑑登録原票)

第8条 (同左)

(1) (略)

(2) 個人番号

(3)～(8) (略)

(印鑑登録の証明)

第15条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号、登録年月日及び個人番号を除く。）の写し（電子計算組織により出力された記録を含む。）について証明する。

第18条～第20条 (略)

新 条 例

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条第2号及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に登録される印鑑登録原票について適用し、同日前に登録された印鑑登録原票については、なお従前の例による。

旧 条 例